

※ 保存期間10年(平成41年3月31日まで)

○警察における証明事務の合理化について(通達甲)

(平成31年3月28日徳企第46号/徳会第147号/徳務第157号/徳刑企第199号)

改正 令和2年12月28日徳企第178号 令和5年2月16日徳総第21号/徳会第61号/徳務第33号/徳留第20号/徳刑企第13号

県警察における証明事務については、警察における証明事務の合理化について(昭和40年11月1日徳務第676号。以下「旧通達」という。)に基づき実施しているところであるが、この度、警察庁と関係省庁との調整結果を踏まえて様式を改正し、次のとおり平成31年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

## 記

### 1 証明事務の取扱い方針

(1) 警察において行う証明(以下「警察の証明」という。)は、所管の行政に関し、事実の証明ができる事項で、かつ、証明の必要性が客観的に認められるもの(以下「事実証明」という。)についてのみ取り扱うものとし、事実の証明ができない場合に当該事実の証明に代えて単に形式的に届出を受理した旨の証明(以下「届出証明」という。)は、次に掲げるもののほかは行わないものとする。

ア 現に法律又は政令により、警察の証明を要することが規定されているもの

イ 証明を行う官公庁等がなく、その証明が得られない場合は出願者がその責によらないで著しい不利益を被ることが明らかであり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの

ウ 官公庁等から、事務の取扱い上、警察の証明が必要であると求められており、かつ、警察がその証明を行うことが適当である別表に掲げるもの

エ ウに掲げるもの以外で、官公庁等において、警察の証明がない場合には事務の取扱い上、著しく支障を来すもので、当該官公庁等において証明に係る事実の調査を行うことが不相当である特別の事情があり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの

オ その他特別な事情が認められるもの

(2) 公安委員会、署長等の所管する事務における許認可証等の再交付に当たっては、(1)の方針により、原則として遺失又は盗難についての警察の証明書の提出は求めないものとする。

### 2 事務処理要領

(1) 在留カード又は特別永住者証明書の再交付申請に係る警察の証明については、次のとおり行うものとする。

ア 職員は、在留カード又は特別永住者証明書の再交付申請に係る警察の証明を受けようとする者があったときは、当該申請に係る遺失届又は被害届に基づき在留カード等の届出受理内容について(別記様式第1号。以下「簡易証明書」という。)を作成し、押印するものとする。

なお、簡易証明書の記載例は、別図第1のとおりとする。

イ 簡易証明書を作成したときは、警察証明処理簿(別記様式第2号)に必要事項を記載するとともに、当該簡易証明書の写しを撮り、警察証明処理簿を添

付の上所属長の決裁を受けるものとする。

ウ 警察証明処理簿及び簡易証明書の写しは、警察の証明を担当する所属(署にあっては課)ごとに適正に保管すること。

(2) (1)に掲げるもの以外の警察の証明については、次のとおり行うものとする。

ア 職員は、(1)以外の警察の証明を受けようとする者があったときは、証明申請書(別記様式第3号)により受け付けるものとする。この場合において、証明申請書の様式は、その1(日本語表記)、その2(英語併記)、その3(中国語併記)及びその4(韓国語併記)を申請者の利便等を考慮して使い分けるものとする。

イ 証明申請書以外の書面で申請があった場合でも、証明申請書と同様の内容が記載されていれば、申請を受け付けることができるものとする。

ウ 職員は、証明申請書(イの場合にあっては申請の内容)を精査し、必要と認めるときは、当該証明申請書(イの場合にあっては証明申請書の様式)により警察証明書(申請のあった事項について県警察が証明する旨を記載した書面をいう。以下同じ。)を作成するものとする。

エ 警察証明書の記載例は、別図第2のとおりとし、証明事項欄には、警察の証明の区分に応じ、それぞれ次に掲げる項目を記載すること。

(ア) 事実証明

- a 身体拘束又は呼出出頭の期間
- b 身体拘束又は呼出出頭の場所
- c 身体拘束又は呼出出頭を受けた者の住所及び氏名
- d その他警察の証明の用途のために必要な事項

(イ) 届出証明

- a 遺失又は被害の日時
- b 遺失又は被害の場所
- c 遺失者若しくは被害者の住所及び氏名又は所有者等の氏名
- d 用途に係る遺失物件又は被害品
- e 遺失届又は被害届の受理年月日
- f その他警察の証明の用途のために必要な事項

オ 警察証明書を作成したときは、警察証明処理簿に必要事項を記載するとともに、当該警察証明書の写しを撮り、警察証明処理簿を添付の上、所属長の決裁を受けるものとする。この場合においては、警察証明書の原本と写しを契印すること。

カ 警察証明処理簿及び警察証明書の写しは、警察の証明を担当する所属(署にあっては課)ごとに適正に保管すること。

### 3 郵送による申請等の特例

(1) 郵送による申請は、官公庁が申請者であるものに限り、受け付けることができる。

(2) 郵送により申請を受け付ける場合は、申請者に対し、警察証明書の交付を要する法的根拠、証明を行う対象者への許諾の有無等を確認すること。

(3) (1)により申請があった場合においては、郵送(送達が確認できる方法に限る。)により警察証明書を交付することができる。この場合において、郵送に

要する費用は、申請者に負担させるものとする。

#### 4 口頭による届出証明に係る回答

官公庁、保険会社の職員等(以下「官公庁の職員等」という。)から、口頭による警察の証明に関する照会があったときは、次により対応するものとする。

- (1) 事実証明に関する照会については、回答しないものとする。
- (2) 次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、受理年月日、受理番号及び受理者氏名のうち、照会があった事項について口頭により届出証明に係る回答ができるものとする。

ア 官公庁の職員等の所属部署、役職等によりその身分が確認でき、かつ、その照会の理由が明らかであること。ただし、電話による照会の場合は、折り返しの電話により回答すること。

イ その照会に係る者から文書又は口頭により、当該照会の実施について同意がある事が証明できること。

#### 5 取扱い上の留意事項

警察の証明事務の取扱いに当たっては、次の点に留意の上、慎重に行うものとする。

- (1) 証明内容の確認手続を適正にすること。
- (2) 警察の証明を必要とする事由を確認すること。
- (3) 出願者又は申請者が適当な当事者であることを確認すること。
- (4) 民事事件等に悪用されるおそれのある事項を除外すること。
- (5) 証明書の発給枚数を諸般の事情に配慮して必要な限度にとどめること。

#### 6 関係通達の改正

- (1) 徳島県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令の制定及び遺失物等の取扱いに係る運用上の留意事項についての一部改正

[次のよう略]

- (2) 署における事務の専決基準についての一部改正

[次のよう略]

### 附 則

附 則(令和2年12月28日徳企第178号)

(施行期日)

- 1 この通達は、令和2年12月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この通達の施行の際に現にこの通達による改正前の通達の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の通達の規定に基づいて提出された書面とみなす。
- 3 この通達による改正前の通達に規定する様式による書面については、この通達による改正後の通達に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、改正後の様式において押印が省略されているものについては、改正前の様式においても同様とする。

附 則(令和5年2月16日徳総第21号/徳会第61号/徳務第33号/徳留第20号/徳刑企第13号)


別表（1 関係）

官公庁等からの要請に基づき警察において証明を行うもの（遺失及び盗難届出受理関係）

省庁名	件名
出入国在留管理庁	在留カード
	特別永住者証明書
	外国人登録証明書（※）
外務省	旅券
国税庁	雑損控除の対象となる物件（雑損控除申請のため）
最高裁判所	有価証券等（公示催告手続申立のため）

※ 外国人登録証明書については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）が平成24年7月9日に施行されたことに伴い廃止されているが、当面の間、一部の外国人登録証明書は、在留カード又は特別永住者証明書としてみなされる。

年 月 日  
 Year: Month: Day:  
 年 月 日  
 년 월 일

 <b>在留カード等の届出受理内容について</b> Details of acceptance of police report filed regarding the residence card, etc. / 关于在留卡等申报事宜受理内容 / 재류카드등에 관한 신고 접수 내용에 대해	
<b>受理警察署名</b> Report accepted by 受理警察署名称 접수 경찰서명	<b>警 察 署</b> Police Station 警 察 署 경 찰 서 TEL: 担当: _____ 印
<b>対象物件</b> Property 物 品 물 품	<b>在 留 カ ー ド / 特別永住者証明書</b> Residence card / Special Permanent Resident Certificate 在 留 カ ー ド / 特別永住者証明書 재 류 카 드 / 특별영주자증명서
<b>届出種別</b> Type of report filed 申报类别 신고의 종류	<b>遺 失 届 / 被 害 届</b> Lost property report / Damage report 报 丢 失 / 报 损 失 분 실 물 신 고 / 피 해 신 고
<b>遺失/被害日時</b> Date and time of loss/damage 丢失或损失日期时间 분실/피해 일시	
<b>遺失/被害場所</b> Place of loss/damage 丢失或损失地点 분실/피해 장소	
<b>届出人</b> Reporting person's name 申报人 신고자	
<b>届出受理日</b> Date of report accepted 申报受理日 신고 접수 연월일	年 月 日 Year: Month: Day: 年 月 日 년 월 일
<b>受理番号</b> Reference No. 受理编号 접수 번호	
<b>その他</b> Other remarks 其他 기타	

以上のとおり、在留カード等に関する届出を受理したことに間違いありません。  
 It is hereby certified that the report regarding the residence card, etc. has been accepted as detailed above.  
 如上受理在留卡等有关申报。  
 위와 같이 재류카드등에 관한 신고를 접수한 사실이 있습니다.  
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



別記様式第2号（2関係）

警察証明処理簿

番号	交付年月日	申請者 (届出者)	証明対象		備考
	交付様式		提出先	使途	
記載例1	元号〇年1月1日 第1号(※簡易様式) 第3号(その1・2・3・4)	John Smith	在留カード		
記載例2	元号〇年2月1日 第1号(※簡易様式) 第3号(その1・2・3・4)	徳島 芋頭	中国駐大阪 総領事館	再交付申請	
	第1号(※簡易様式) 第3号(その1・2・3・4)				
	第1号(※簡易様式) 第3号(その1・2・3・4)				
	第1号(※簡易様式) 第3号(その1・2・3・4)				
	第1号(※簡易様式) 第3号(その1・2・3・4)				
	第1号(※簡易様式) 第3号(その1・2・3・4)				

- 注1 番号欄は、処理所属ごとに、年度ごとの一連番号を付すこと。  
 2 交付様式欄は、該当するものを○で囲むこと。  
 3 交付様式欄が第1号の場合は、提出先欄、使途欄に斜線を入れること。

徳島県	長 殿	年 月 日
	申請者	住所
		(電話番号 )
	氏名	( 歳)
証 明 申 請 書		
<p>次の使途、提出先に相違ありませんので、申請事項について証明していただきたく申請します。</p>		
使 途		提 出 先
申請事項	の事実 の届出	
証 明 事 項		
	事実を確認した 上記証明事項記入欄のとおり 届出を受理した	ことを証明する。
	年 月 日	
	徳島県	印

注1 該当する文字を○で囲むこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



徳島県徳島中央警察署長 殿		元号●年 1月 1日	
申請者	住所	〇〇県△△市□□1-23 (電話番号090-1234-5678)	
	氏名	John Smith (◇◇歳)	
	※ 署名	→	
証 明 申 請 書			
次の使途、提出先に相違ありませんので、申請事項について証明していただきたく申請します。			
使 途	国民健康保険料の減額の手続	提 出 先	徳島市長
申請事項	元号●年11月1日から●月●日までの身体拘束 <u>の事実</u> の届出		

証 明 事 項	(身体拘束の期間) 元号●年11月1日から●月●日までの間 (身体拘束の場所) 徳島中央警察署 (身体拘束を受けた者の住所及び氏名) John Smith 〇〇県△△市□□1-23
---------	--

上記証明事項記入欄のとおり 事実を確認した ことを証明する。  
届出を受理した

元号●年 1月 1日

徳島県徳島中央警察署長 印

注1 該当する文字を○で囲むこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



徳島県 此致 徳島県	長 殿 長	申請者 申請人	住所 住址 (電話番号(电话号码:))	年 月 日 年月日
証 明 申 請 書 証 明 申 請 書			氏名 姓名 ( 歳) 岁	
次の使途、提出先に相違ありませんので、申請事項について証明していただきたく申請します。				
兹申请对下述事项给予证明。兹声明该证仅限于如下用途及用处。				
使 途 用 途		提 出 先 提 交 地		
申請事項 申請事項				の事実 之事実 の届出 之申报

証 明 事 項 明 明 事 項 事 項 項 項	
----------------------------------	--

上記証明事項記入欄のとおり 事実を確認した ことを証明する。  
 届出を受理した

兹证明如上证明事项格内记载，确认事实 / 受理申报。  
 特此证明。

年 月 日  
 年月日

徳島県  
 徳島県  
 長 印

注1 該当する文字を○で囲むこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

徳島県 道쿠시마	長 殿 장 귀하	申請者 신청자	住所 주소	年 月 日 년 월 일
				(電話番号(전화번호:))
				( 歳) 세
証 明 申 請 書 증 명 신 청 서				
次の使途、提出先に相違ありませんので、申請事項について証明していただきたく申請します。				
아래의 사용 목적과 제출 기관이 사실과 다름이 없으므로 이 신청 사항에 대하여 증명해 주실 것을 신청하겠습니다.				
使 途 사용목적		提 出 先 제출기관		
申請事項 신청사항	の事実 의 사실 の届出 의 신고			

証 明 事 項	
------------------	--

上記証明事項記入欄のとおり 事実を確認した ことを証明する。  
 届出を受理した

위 증명사항기입란에 있는 대로 사실을 확인했음 을 증명합니다.  
 신고를 접수했음

年 月 日  
 년 월 일

徳島県  
 도쿠시마

장 인

注1 該当する文字を○で囲むこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。